

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成31年2月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800233号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800131号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
額の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における平成24年5月1日から同年7月13日までの期
間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年5月及び同年6月の標準報酬月額
を15万円から47万円とする。
上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険
法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する
ことが必要である。
その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできな
い。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 11 月 24 日から平成 23 年 6 月 21 日まで
② 平成 23 年 11 月 14 日から平成 24 年 7 月 13 日まで

A社及びC社に勤務していた期間の標準報酬月額が、26万円及び15万円と記録されている
が、正しい標準報酬月額はそれぞれ32万円及び44万円である。調査の上、請求期間の標準報
酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低
く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。
一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特
例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給
付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、請求者の報酬
月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれ
ぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

- 2 請求期間①について、A社の合併先であるB社は、請求期間当時の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと回答しているところ、B社から提出された請求者に係る賃金台帳により、平成22年11月24日から同年12月1日までの期間において、同年12月の給料から同年11月分に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認でき、同年12月1日から平成23年6月21日までの期間において、平成23年1月から同年6月までの各月に支給された給料からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）に基づく平成22年12月分から平成23年5月分までの厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年12月13日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び請求者が平成24年11月20日に資格取得年月日の相違に係る確認請求を行った際に提出された当該資格取得年月日を平成22年11月24日に訂正する届において、標準報酬月額26万円に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、上記賃金台帳及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は26万円が妥当である。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間②のうち、平成23年11月14日から平成24年5月1日までの期間について、C社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）によると、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及びC社が加入していたD厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格取得届において、標準報酬月額15万円に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、上記賃金台帳及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は15万円が妥当である。

このほか、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間②のうち、平成 24 年 5 月 1 日から同年 7 月 13 日までの期間について、C社から提出された賃金台帳により、平成 24 年 2 月に固定的賃金（基本給）の変動が確認でき、同年 2 月から同年 4 月までの報酬月額平均額に相当する標準報酬月額（47 万円）は、従前の標準報酬月額（15 万円）と比べて標準報酬月額等級において 2 等級以上の差が生じているなど同年 5 月に係る随時改定の要件を満たしていたことが確認できる。

一方、C社の保険料控除方法は翌月控除であることが確認できる。C社から提出された賃金台帳によると、平成 24 年 5 月 1 日から同年 7 月 13 日までの期間のうち同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において、同年 6 月の給料からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（15 万円）に基づく同年 5 月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認でき、同年 6 月 1 日から同年 7 月 13 日までの期間においては同年 7 月の給料から同年 6 月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のC社における標準報酬月額に係る記録を、平成 24 年 5 月及び同年 6 月は 15 万円から 47 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額について、請求者は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800336号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800050号

第1 結論

昭和36年*月から昭和55年3月までの請求期間、昭和61年4月から平成3年3月までの請求期間、平成4年4月から平成10年3月までの請求期間及び平成11年4月から平成13年*月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年*月から昭和55年3月まで
② 昭和61年4月から平成3年3月まで
③ 平成4年4月から平成10年3月まで
④ 平成11年4月から平成13年*月まで

昭和36年*月から昭和55年3月までの期間、昭和61年4月から平成3年3月までの期間、平成4年4月から平成10年3月までの期間及び平成11年4月から平成13年*月までの期間の国民年金保険料については免除の申請を行った。オンライン記録では請求期間は未納期間となっているので、免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金記号番号払出簿には払出年月日の記載はないものの、その前後の国民年金番号の被保険者に係る記録から、昭和40年度に請求者が国民年金の加入手続を行った際に払い出されたものであることが推認できる。

また、昭和40年度当時の国民年金保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)からとされていたことから、仮に、請求者が昭和40年度当初の4月に国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請を行っていたとしても、請求期間①のうち、昭和40年1月より前の期間については、申請免除の承認を受けることはできない。

さらに、請求期間②、③及び④について、請求者の妻は、いずれも直前の期間が国民年金保険料の免除期間となっているにもかかわらず、請求期間②、③及び④が免除期間となっていない

いのは不自然であるとして、訂正請求に至った旨陳述しているが、当該期間当時、国民年金保険料の申請免除の承認を受けるには、直前の期間の承認の有無にかかわらず、毎年度新たに免除申請を行い、申請者の前年の所得状況等を基にした審査を経て承認を受ける必要があり、直前の期間の免除記録があることをもって、その直後の期間についても申請免除の承認を受けていたと推認することはできない。

加えて、請求期間①、②、③及び④の合計が384か月（32年）と長期間である上、請求者から事情を聴取することが困難であり、当該期間における免除申請の状況が不明であるほか、請求期間の合計が384か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難く、また、請求者が当該期間当時居住していたA市及びB市並びにこれらの市を管轄するC年金事務所及びD年金事務所は、いずれも保存期間経過等のため、当時の国民年金保険料の免除に係る資料はない旨回答している。

このほか請求者が請求期間①、②、③及び④について、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800311号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800051号

第1 結論

昭和47年10月から平成14年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月から平成14年9月まで
昭和47年10月から平成14年9月までの国民年金保険料については免除の申請を行った。
オンライン記録では請求期間は未納期間となっているので、免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間の始期である昭和47年10月からの国民年金保険料の免除承認を受けるためには、前提として、請求者が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の記号番号(以下、「国民年金番号」という。)の払出を受ける必要があるが、請求者に対して、国民年金番号が払い出されていた形跡はなく、オンライン記録によれば、昭和47年10月1日を取得日とする請求者の国民年金の被保険者資格記録は、平成19年4月6日に付番された基礎年金番号(*)に基づき、平成24年9月18日に入力処理されていることが確認できる。

以上のことから、請求期間当時は、国民年金の未加入期間であり、保険料の免除申請をすることのできない期間である。

また、請求期間は360か月(30年)と長期間である上、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続は夫が行ったと陳述しているが、請求者の夫から事情を聴取することが困難であり、請求者に係る請求期間当時の保険料の免除申請の状況が不明である上、行政機関が請求期間の360か月もの間、事務処理を誤り続けたとは考え難いほか、請求者が当該期間当時居住していたA市及びA市を管轄するB年金事務所は、いずれも保存期間経過等のため、当時の国民年金保険料の免除に係る資料はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800263号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800129号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年10月から昭和54年2月まで
② 昭和54年12月から昭和62年12月27日まで

A社に派遣登録してE社及びF社に勤務していた請求期間①及びC社に派遣登録してG社に勤務していた請求期間②の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社に派遣登録し、E社及びF社に勤務していた旨主張しているところ、B社の事業主は、請求者の請求期間①当時における在籍は確認できないと回答しており、請求者が派遣先であったとするE社及びF社も、資料がなく請求者の請求期間①における在籍は確認できないと回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、オンライン記録により、A社において請求期間①に被保険者期間が確認できる者のうち連絡可能な33人に照会し、22人から回答があったものの、請求者を記憶する者はいないことから、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

さらに、回答のあった者に、請求者同様、派遣社員であったとする者はおらず、複数の者が、派遣スタッフ・登録社員は厚生年金保険には加入していなかった旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社に派遣登録し、G社に勤務していた旨主張していると

ころ、雇用保険の加入記録によると、請求期間②のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 58 年 1 月 3 日までの期間については他の事業所における加入記録が確認できるものの、昭和 61 年 7 月 1 日から昭和 62 年 12 月 1 日までの期間において、C社に係る加入記録が確認できる上、請求者が同社からG社に派遣されていた者として名前をあげた者及び同社に出向できていた者として名前をあげた者の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が請求期間②の一部にC社から派遣され、G社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 5 月 16 日であり、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる旧名称であるH社は、昭和 54 年 3 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②当時、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、D社の事業主は、請求者の請求期間②における在籍は確認できず、派遣業務従事者の厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間②のうち一部期間において、国民年金保険料の納付または免除記録が確認できる上、請求者は、請求期間②の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料は保有していない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800289号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800130号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年6月16日から同年7月18日まで
② 平成10年2月28日から同年3月1日まで

A法人の前職において医療事務の資格を取得し、同法人に就職したが、前職を退職する際に間が空かないよう退職時期を調整したため、同法人における資格取得年月日は平成9年6月16日である。

また、A法人には平成10年2月28日付けで退職する旨を申し出ており、同年2月の給与支払明細書に精皆勤手当が記載されていることから退職日は同年2月28日であることは確かである。

給与支払明細書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録により、請求者がA法人における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、同被保険者資格を取得していることが確認できるB社から提出された請求者に係る履歴書によると、平成9年6月にA法人に入社した旨の記載が確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、雇用保険被保険者資格の取得年月日は平成9年7月18日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、A法人の事業主は、請求者に係る資料を保存しておらず、請求者の入社年月日について確認できない旨回答している上、同法人において請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録を有する者に文書照会を行ったものの、回答を得られた者の中に請求者の入社年月日を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、A法人は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の給与資料を保存しておらず、請求者は、当該期間に係る給与支払明細書を保有していないことから、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、平成10年2月分の給与支払明細書において精皆勤手当が支給されていることから、同年2月28日まで勤務していたことは確かである旨主張しているところ、請求者から提出された平成10年1月分及び同年2月分の給与支払明細書により、それぞれ1か月分に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A法人の事務担当者は、同法人の給与は20日締めで当月末支払であり、締日については請求期間②当時から変更はない旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者の離職年月日は平成10年2月20日と記録されていることから、平成10年2月分の給与支払明細書において支給されている精皆勤手当については、平成10年1月21日から同年2月20日までの勤務に対して支払われたものと推認できる。

また、平成10年1月分及び同年2月分の給与支払明細書において、支給額項目のうち、固定給である基本給、保険事務及び交通費について、同額が支給されていることが確認できる上、請求者から提出された平成10年分給与所得の源泉徴収票により確認できる支払金額は、上記給与支払明細書により確認できる支給額の合計（交通費（非課税）を除く。）と一致していることから、請求者に対し、平成10年2月21日から同年2月28日までの勤務に対する給与が支払われていることが確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者に係る国民年金第1号被保険者資格の取得年月日は平成10年2月28日と記録されていることが確認できるが、当該記録は厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に合わせて平成19年10月18日に変更されたものであり、変更前の国民年金第1号被保険者資格の取得年月日は平成10年2月21日である上、請求者から提出された年金手帳には、同年2月21日に国民年金第1号被保険者資格を取得したとする記載及びC市の印が押されており、当該資格取得年月日は、雇用保険の離職年月日と符合している。

加えて、A法人の事業主は、請求者に係る資料を保存しておらず、請求者の退職年月日について確認できない旨回答している上、同法人において請求期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録を有する者に文書照会を行ったものの、回答を得られた者の中に請求者の退職年月日を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。